

令和6年度屋久島町社会福祉協議会 事業計画

事業方針

新型コロナウイルス感染症の影響による経済や社会活動の停滞は、社会的な支援を必要とする方々を顕在化させました。昨年より感染対策と社会経済活動の正常化の両立を目指す方向になっているところですが、対面型の活動などに制限が掛かっていた福祉活動を後押ししていくことが必要となっています。「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」を使命とする社会福祉協議会として、その役割を認識し、行政や福祉関係者、住民の皆さんと共に、福祉課題の解決に取り組んでいきます。

また、令和2年から社会福祉協議会が窓口となり貸付けを行った生活福祉資金のコロナ特例貸付は令和4年9月末で受付を終了し、令和5年1月より償還を開始していますが、償還免除者や償還困難者に対する相談対応が必要となっています。この課題に対応するため、令和5年度から始まった「地域暮らし・ささえあい事業」を通じて、鹿児島県社会福祉協議会と共にフォローアップ支援を進めていきます。

介護保険等の公的介護サービスにおいては、災害時や感染症拡大の状況にあっても事業を継続できるように事業継続計画（BCP）の管理を行いながら、高齢者や障がい者の一人一人がその人らしく、安心して、明るい気持ちで暮らすことができるよう、より良いサービスの提供に努めます。

各事業の基本目標と計画概要

I 屋久島町社会福祉協議会活動

1. 【法人運営部門】

当会活動の円滑な運営に資するため、理事会・評議員会・監事会を開催する。当会活動について住民の理解が得られるよう、広報誌やホームページを活用し、透明性のある適正な事業運営を行う。

- (ア) 社協職員教育体制の強化（研修体系づくり）
- (イ) 理事会・評議員会の開催，監事監査の実施
- (ウ) 的確な財務運営
- (エ) 広報活動（社協だより，ホームページを活用して，社協が実施する事業や財務状況等の情報を発信し，社協活動を住民に周知する）
- (オ) 施設管理経営（介護職員研修を中心とした福祉センターの有効利用）
- (カ) 委員会等の実施（屋久島町社協が取り組むべき地域課題等の検討）

※以下、枠内は費用計上しているサービス区分と財源【収入科目】

事務費・事業費	： 法人運営事業【社協会費・寄付金】
人件費	： 社協運営事業【法人運営補助金】

2. 【地域福祉活動推進部門】

屋久島町の住民が安心して暮らせるまちづくりのために、地域に出向き、地域住民を主体とした福祉活動の仕組みづくりや、ボランティア活動の推進・支援に取り組む。令和6年度も、協議体の運営、認知症初期集中支援チームへの参加など、行政と協働で福祉推進活動を行う。

(ア) 子育て支援の推進

子育てサロン「むじよか」 月1回（8月を除く）の開催

(イ) 福祉講座開催

児童生徒へ向けた福祉講座の開催（出前福祉講座）

(ウ) ボランティア活動の推進

地域ボランティア養成講座の開催

（「屋久島愛らんどネット」サポーター養成）

サロンボランティアフォローアップ講座の開催（役場と協働）

児童・生徒のふれあいボランティア活動事業

(エ) 施設研修の受け入れ（体験学習、大学生等の施設研修）

(オ) 各種福祉団体の支援・協力

(カ) 地域福祉推進事業

生活支援コーディネーター（第2層）活動

協議体の実施…地域課題解決に向けた仕組みづくり

子ども食堂立ち上げ支援

地域ケア会議，地域ケア個別会議，多職種会議への参加

地域サロン支援（サロン交流会の実施）

有償ボランティア「屋久島愛らんどネット」の運営

(キ) 認知症初期集中支援チーム活動への参加

認知症の早期診断，早期対応を目的に町が実施する「認知症初期集中支援チーム」に参加し，認知症になっても本人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援を行う。

(ク) 介護職員初任者研修支援

町内介護事業所で働く介護職員のレベルアップのため，また高齢者・障がい者の在宅生活を支えるヘルパーを養成するため，屋久島での介護職員初任者研修実施に関して，研修実施事業者との連絡調整，会場の提供，受講生へ事務連絡，研修準備等の支援を行う。

事務費・事業費	： 法人運営事業	【社協会費・寄付金】
	センター運営管理事業	【福祉センター受託金】
人件費	： 子育て支援事業	【寄付金（法人運営）】
	社協運営事業	【法人運営補助金】
	生活支援コーディネーター	【町受託金】
	企画・広報事業（認知症初期集中支援）	【町委託金】

3. 【福祉相談・福祉サービス利用支援部門】

判断能力が不十分な方，心身の状況により支援を必要とする方が，安心して日常生活を送ることができるよう，福祉サービス利用支援契約により，相談・支援活動を行う。また，福祉資金貸付を行うとともに，生活上の困りごとなどの相談業務に関して職員の専門性の向上に努める。

- (ア) 福祉サービス利用支援事業（手続き代行，日常的な金銭管理等）
専門員，支援員の専門性を強化し，利用者を支援する
- (イ) 生活福祉資金貸付事業（貸付金財源は鹿児島県社協）
総合支援資金・緊急小口資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付事務や相談支援を行い，その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図る。
コロナ特例貸付の償還開始に際し，個別の生活状況を把握し，償還に伴う相談，事務手続きに取り組む
- (ウ) 法外援護貸付金事業
低所得者等に対し，緊急に必要な小口資金（限度額 50,000 円）の貸付を行い支援する。
- (エ) しんぱいごと相談事業
生活上の困りごと相談に対し，関係機関と連携して支援を行う。

事務費・事業費：	生活福祉資金貸付事業	【県社協受託金】
	福祉サービス利用支援事業	【県社協受託金】
人件費：	社協運営事業	【法人運営補助金】
	生活福祉資金貸付事業	【県社協受託金】
	福祉サービス利用支援事業	【県社協受託金】

4. 【在宅介護サービス部門】

要介護者，要支援者及び障がい者が，安心して日常生活を送ることができるよう，職員の資質向上に努め，より良いサービスを提供して，利用者の在宅生活を支える。通所介護事業所においては，残存機能の維持回復につながる日常動作訓練など，専門性を生かしたサービスの提供に努める。

◎重点目標

- ①高齢者の在宅生活を支える介護職員に対する処遇（賃金）改善を図る。
- ②安定した事業経営のため，報酬加算を取ることが出来る体制づくり。
- ③災害時やコロナ等の感染症拡大状況下において，事業を持続的に実施するための事業計画（BCP）の適時見直し。

(ア) 介護事業

- 【通所介護】 屋久島町社協デイサービス事業所縄文の苑
屋久島町社協通所介護事業所こまどり館
- 【訪問介護】 屋久島町社協ヘルパーステーション縄文の苑
屋久島町社協訪問介護事業所こまどり館
- 【訪問入浴介護】 屋久島町社協訪問入浴介護事業所
- 【居宅介護支援事業所】 屋久島町社協居宅介護支援事業所

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス A…要支援者に対する運動機能向上支援(休止中)

訪問型サービス A…要支援者に対する生活支援

(ウ) 障害者福祉サービス

【障害者居宅介護事業】屋久島町社協障害者居宅介護事業所縄文の苑

屋久島町社協障害者居宅介護事業所こまどり館

【基準該当生活介護】屋久島町社協基準該当生活介護事業所こまどり館

事務費・事業費・人件費：通所介護事業	【報酬・利用料】
訪問介護事業	【報酬・利用料】
訪問入浴介護事業	【報酬・利用料】
居宅介護支援事業	【報酬・利用料】
訪問型 A・通所型 A	【報酬・利用料】
障害者居宅介護事業	【報酬・利用料】
基準該当生活介護事業	【報酬・利用料】

II 共同募金会，日本赤十字社活動

5. 【共同募金会事業】

地域福祉活動活性化のため、住みよい町づくりにつながる活動を行う団体や、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などの活動を行う団体、当事者団体の活動に対し、共同募金の配分を公平公正に行い支援する。また、生活に困窮している住民の支援を行う。

(ア) 地域福祉活動の財源確保に努める

募金目標額達成による配分金の確保

(イ) 共同募金活動の広報

『社協だより』で共同募金活動や募金配分先を紹介

(ウ) 屋久島町共同募金委員会組織の運営

(エ) 歳末たすけあい募金

事務費	：鹿児島県共同募金会より事務費収入(別会計)
事業費	：共同募金一般配分・歳末たすけあい【共同募金配分金】
人件費	：社協運営事業【法人運営補助金】

6. 【日本赤十字社事業】

被災者への医療の提供や、衣食住を支援する災害救援活動，国際活動など，「人道」の考えに基づき，様々な活動を行っている日本赤十字社活動への理解，協力を得ることに努める。

(ア) 会員増強運動の推進

日本赤十字会員，企業会員の募集

(イ) 災害時の救済活動

災害救援物資の配布

義援金・救援金募集活動

(ウ) 日本赤十字活動の広報

会員増強運動期間におけるのぼり旗設置・チラシ配布など

『社協だより』で日本赤十字活動を紹介

(エ) 奉仕団活動への支援

事務費・事業費：日本赤十字社鹿児島県支部より事務費収入（別会計） 人件費：社協運営事業【法人運営補助金】
